秘密保持契約書

　学校法人大阪医科薬科大学(以下｢甲｣という。)と、○○○○○○○○ (以下｢乙｣という。)とは、○○○○（対象となる研究課題名）○○○○○において、相手方から開示された秘密情報の取り扱いについて、甲乙間で次の通り合意し、秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において使用する秘密情報とは、本項第一号及び第二号規定の技術情報および事業情報の全てを総称していう。

　一　技術情報とは、次のものをいう。

イ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された技術的情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物および電子メールを含む)。

ロ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された技術的情報であって、口頭または視覚的手段で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後３０日以内に書面で相手方に対して通知されたもの。

　二　事業情報とは、次のものをいう。

イ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された甲または乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物および電子メールを含む)。

ロ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された甲または乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後３０日以内に書面で相手方に対して通知されたもの。

２　前項にかかわらず、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まないものとする。

一　相手方から開示を受ける前に既に保有し、または正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。

二　相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。

三　相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。

四　相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの。

五　書面により相手方から事前の承諾を得たもの。

六　相手方から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの。

（目的外使用の禁止）

第２条　甲及び乙は、本件目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

２　本契約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

（秘密事項の管理及び義務）

第４条　甲及び乙は、相手方の秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

２　甲及び乙は、本件目的に携わる各々の従業員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該従業員が負うことにつき一切の責任を負う。

３　本件目的に携わる者については本契約の付属書に明記し、本件目的に携わる者の変更がある場合は相手方に、事前による通知を行うものとする。

（複製の制限）

第５条　甲及び乙は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

（秘密情報の瑕疵担保責任）

第６条　甲及び乙は相手方に対し、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

（発明等の取扱）

第７条　甲または乙が相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等をなしたときは、甲または乙は、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

（損害賠償等）

第８条　甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、相手方に対する損害賠償責任を負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

（契約期間）

第９条　本契約は、　　年　　月　　日から、本件目的が終了し共同研究契約の締結される日または　　年　　月　　日の内早く到来する日までとする。ただし、甲乙の書面による合意の上、変更できるものとする。

（有効期間）

第１０条　前条の規定にかかわらず、第２条乃至第５条および第７条の規定は、本契約の終了の日から３年間有効に存続するものとする。

（契約終了時の措置）

第１１条　甲及び乙は、本契約が終了した場合、直ちに秘密情報の全て(複製物を含む)を相手方の指示に従って返却または破棄するものとする。

（協議）

第１２条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

　本契約締結の証として、契約書正本２通を作成し、甲、乙各１通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　大阪府高槻市大学町２番７号

　　　　　　　　　　　　　学校法人大阪医科薬科大学

　　　　　　　　　　　　　大阪医科薬科大学　学長　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　 乙　　住所または所在地

　　　　　　　　　　　　　　氏名又は商号

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

秘密保持契約書第4条第3項に定める付属書

本件目的に携わる研究者及び従業員

甲　　○○学部　〇〇学教室　　　　　　　　　　　　　○名

　　　　　　　　　　（取扱責任者）氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

乙　　○○部　○○課　　　　　　　　　　　　　　　　○名

　　　　　　　　　　（取扱責任者）氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名